

## 平成 30 年第 1 回臨時委員会

- 1 日 時 平成 30 年 1 月 18 日 (木) 11 時 30 分から 11 時 46 分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 宮崎 章  
委員長職務代理 大木田 守  
委員 嶋田 實  
委員 佐藤 男 三  
事務局 局長  
総務課 課長  
選挙課 課長  
広報啓発担当課長  
書記 4 名

### 4 議 事 議案

- 1 平成 29 年 11 月 12 日執行葛飾区議会議員選挙に係る審査の申立てに対する審理について  
報告事項  
1 平成 29 年 11 月 12 日執行葛飾区議会議員選挙に係る審査の申立てに関する請願について

### 5 会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	<p>ただいまから、平成30年第1回臨時委員会を開会いたします。</p> <p>なお、傍聴人の数は、東京都選挙管理委員会傍聴人規程第2条により、5人以内と定められておりますが、同条ただし書きにより、本日は15人の傍聴を認めます。</p> <p>傍聴人の方々に申し上げます。傍聴される方々は、東京都選挙管理委員会傍聴人規程に従い、傍聴をしてくださるようお願いいたします。</p> <p>本日は、1件の議案と1件の報告事項を予定しております。</p> <p>なお、本日の選挙管理委員会は公開審議となります。個人を特定できる情報については配慮して行いたいと存じますので、御協力をお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号「平成29年11月12日執行葛飾区議会議員選挙に係る審査の申立てに対する審理について」及び報告事項第1「平成29年11月12日執行葛飾区議会議員選挙に係る審査の申立てに関する請願について」は、内容が関連するものですので、一括して事務局より説明を求めます。</p>
事務局	《議案第1号及び報告事項第1について、説明を行った。》

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 今回の当委員会に対する審査の申立ては、葛飾区選挙管理委員会が異議の申出を棄却したことにより出されたものであるが、葛飾区選挙管理委員会はどのような理由から異議の申出を棄却したのか。

事務局 異議の申出に対する葛飾区選挙管理委員会の決定書によりますと、同委員会は、当選人を決定するための選挙会において、適正に選任された選挙立会人の立会いの下、開票手続は適正に行われたこと、また、疑問票を含む全ての投票について従事職員による2回以上の点検を実施した上で選挙立会人及び選挙長に回示していること、さらに、投票の効力の決定は選挙立会人の意見を聴いた上で選挙長が決定していることなどから、選挙会の当選人決定には何ら違法はないと判断し、異議の申出を棄却したものです。

委員 今回の当選の効力に関する審査の申立ては、最下位当選人と最上位落選人との得票差が1票差となっているが、これと類似する過去の事例において、当委員会はどのような審査を行ってきたのか。

事務局 過去における類似の事例を確認しましたところ、当委員会が審査の申立てに対する裁決を行うに際して票の開披点検を行ったものとして、平成23年の渋谷区議会議員選挙の「1票差」、平成15年の中野区議会議員選挙の「1票差」、同年の江戸川区議会議員選挙の「2票差」、平成11年の墨田区議会議員選挙の「1票差」、同年の練馬区議会議員選挙の「3.395票差」、同年の小平市議会議員選挙の「0.230票差」、平成7年の福生市議会議員選挙の「5票差」となっており、いずれも最下位当選人と最上位落選人との得票差が5票差以内の場合に票の開披点検を行っています。

今申しあげました区市の選挙管理委員会においては、いずれも異議の申出に対する決定に際して票の開披点検は行っておりません。

なお、平成29年の瑞穂町長選挙では「5票差」でしたが、審査の申立ての理由が、当選人の決定手続や投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定に対する異議を理由とするものではなく、主に選挙期間中の選挙運動の違法性などを理由とするものであったため、当委員会が裁決を行うに際して票の開披点検は行っておりません。

また、平成27年の足立区議会議員選挙では「1.196票差」でしたが、このときは、異議の申出に対する決定に際して同委員会が自ら票の開披点検を行っています。

委員 審査申立人は当委員会に対し、票の開披点検を行うことを求めているが、今回のように僅差で当落が決まった場合に票の開披点検を行うかどうか、その判断基準について他道府県の状況は把握しているか。

事務局 | いずれの選挙管理委員会においても、票の開披点検を行うか否かの具体的な判断基準は定められておらず、案件ごとに審査の申立ての内容等を総合的に判断し、開披の必要が認められた場合には、その旨を決定すると聞いております。

当委員会におきましても、票の開披点検を行う具体的な判断基準はこれまで定めていませんが、最下位当選人と最上位落選人との票差が1票差であること、また、葛飾区選挙管理委員会が開披点検をしていないことから、先程ご説明した過去の事例に鑑みれば、今回は票の開披点検を行うことが妥当ではないかと考えております。

委員長 | ほかにありませんか。

委員 | なし。

委員長 | 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。事務局から説明があったとおり、今回の件につきましては、葛飾区選挙管理委員会で異議申出を棄却し、その後、東京都選挙管理委員会に審査申立が出されたもので、請願も出されております。当委員会としては、議案のとおり、2月3日に開披点検をすることといたしますが、御異議はございませんか。

委員 | 異議なし。

委員長 | 異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。以上をもちまして、本日の委員会は閉会といたします。